

# 医 事 課



# 1. 医師等の資格確認について（関係通知等）

## 1. 無資格者による医業及び歯科医業の防止について （昭和47年1月19日付医発第76号）

各都道府県知事あて厚生省医務局長通達）

最近、無資格者が医業又は歯科医業を行なつていたために摘発される事例が発生しているが、無資格者による医業又は歯科医業は、国民の生命、身体に対する脅威となることはもとより、国民の医療に対する信頼を失墜させる原因ともなるものである。

無資格者が医業又は歯科医業を行なうことが医師法第一七条又は歯科医師法第一七条に違反することとなるのはもとより、無資格者に医業若しくは歯科医業を行なわせた病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者についても、その態様によつては、刑事責任を問われ、さらに免許の取消等の行政処分の対象となることとなる。

貴職におかれては、都道府県医師会、都道府県歯科医師会その他関係方面の協力を得て、左記の事項を徹底することにより無資格者による医業又は歯科医業の一掃を期されたい。

記

### 第1 免許資格の調査

1 管下の病院又は診療所を対象とし、診療に従事する医師又は歯科医師の免許資格に関する調査をすみやかに実施すること。実施に際しては、医師又は歯科医師の免許証等有資格者であることが確認できる書類の呈示を求める等の方法により正確な事実把握に努めること。

2 調査の結果、無資格者による医業又は歯科医業が行なわれていることが明らかになつた事例については、刑事訴訟法第二三九条の規定により告発すること。

### 第2 病院又は診療所の開設時等における免許資格の確認

1 医師又は歯科医師が病院又は診療所を開設する場合には、医療法第七条の規定による病院の開設許可申請書又は同法第八条の規定による診療所の開設届の受理に際して、有資格者であることの確認を徹底すること。

2 病院又は診療所の開設者又は管理者が、医師又は歯科医師を雇用する際に免許資格を確認するよう十分の指導をすること。

### 第3 医師届及び歯科医師届の励行

医師法第六条又は歯科医師法第六条の規定に基づく医師、歯科医師の届出を未だ行なっていない者に対しては、届出を励行するよう督促すること。

なお、これらの届出と医籍・歯科医籍との照合を行なうこととする予定である。

## 2. 免許証の不正使用防止について

（昭和53年3月20日付医発第289号）

各都道府県知事あて厚生省医務局長依頼）

今般、医師免許証が医師でない第三者により不正に使用されるという事件が報道されたが、かかる事件等を防止する観点から貴職におかれても、左記の事項に留意し、関係団体等と連絡を密にして、その周知徹底を図られたい。

なお、保健所等関係機関は、亡失に伴う免許証の再交付申請があつた場合には、亡失事実の確認、申請者が同一人である旨の確認及び免許資格の確認を関係書類の提示を求めて行われたい。

記

1 免許を取得した者及びその家族は、亡失事故を起さないよう免許

証の保留には十分な注意を払うこと。

また、盗難等により免許証が第三者に渡る可能性がある場合は、すみやかに保健所等関係機関に通報すること。この場合貴職においては、関係機関にされた通報を至急当職あて連絡されたい。

- 2 各医療施設等は、免許取得者を採用するにあたっては、戸籍謄(抄)本等の提示、履歴書の確認等の方法により採用希望者が免許取得者であることを、十分に確認すること。

### 3. 医師等の資格確認について

(昭和60年10月9日付健政発第676号

各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知)

最近、外国人医師を採用した某地において、その際の免許資格に関する調査が十分に行われなかつたため、左記の無効医師免許証所持者による無資格医業が行われ、保険請求まで行われていた事例が判明したので、今後かかる事例が再発することのないよう左記事項に十分御留意のうえ、貴職におかれても、関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、周知徹底願いたい。

記

#### 1 無効医師免許について

- (1) 元興亜医学館及び東洋医学院を卒業した別添無効医師免許証名簿の者に医師免許証が交付されているが、これについては、既に昭和30年8月25日発医第80号医務局長通知及び昭和51年1月23日医事第6号医務局医事課長通知をもって通知してあるとおり、終戦直後の特殊な社会情勢下においてやむを得ず、法定の資格を有しない者であるにもかかわらず、当時の台湾(中華民国)又は朝鮮において資格取得のために使用する目的をもって、日本国において医業を行うことはできないという条件の下に(但し、その旨は免許証には記されていない)、医籍に登録せずして交付されたものである。

従って、これらの者は我が国においては医師免許を有してはいないこと。

なお、本件免許証は昭和35年11月1日の最高裁判決により無効であることの判断が既に示されている。

- (2) 貴管内において、上記(1)に該当する者で医業に従事している者があるときは、当該者に対し免許証の呈示を求め、その免許が無効であることを告知する等適宜の措置をとり、その旨当職あて報告されたいこと。

#### 2 医師等免許資格の確認について

無資格医業等の防止については、昭和47年1月19日医発第76号医務局長通知をもって通知しているところであるが、今後とも次により徹底の上、その一掃を図られたい。

- (1) 医師及び歯科医師として、就業する目的で採用する場合には、事前に免許証及び卒業証書の原本の提出を必ず求め、資格を有していることの確認を十分行うよう指導されたいこと。
- (2) 免許証を亡失している場合には、速やかに免許証の再交付申請を行わせるよう指導されたいこと。
- (3) 免許証を保持していない採用者等については、免許証の交付(国家試験合格等による免許申請後、まだ免許証が交付されていない者については、登録済証明書(交付)の確認した後に医業に従事するよう指導されたいこと。
- (4) 免許資格等に疑義のある場合には、当局医事課と十分な連絡をとること。

#### 3 その他(略)

## 2. 医師臨床研修費補助金について

必修化された臨床研修において、研修医が適切な指導体制の下で研修を実施するための経費として、161億円（対前年度約1億円減）を確保するものである。

○ 平成20年度予算案 161億円（19年度 162億円）  
（公・私立の大学病院、臨床研修病院を対象）

### ○ 内 容

（1）教育指導経費 161億円（19年度 156億円）

- ・ 指導医の確保
- ・ プログラム責任者の配置
- ・ 研修管理委員会の設置
- ・ 緊急医師確保対策経費 等

※ 緊急医師確保対策経費等で5億円の増額

（2）導入円滑化特別加算 0億円（19年度 6億円）

- ・ 宿日直研修事業費

※ 年次計画の終了により6億円の減額

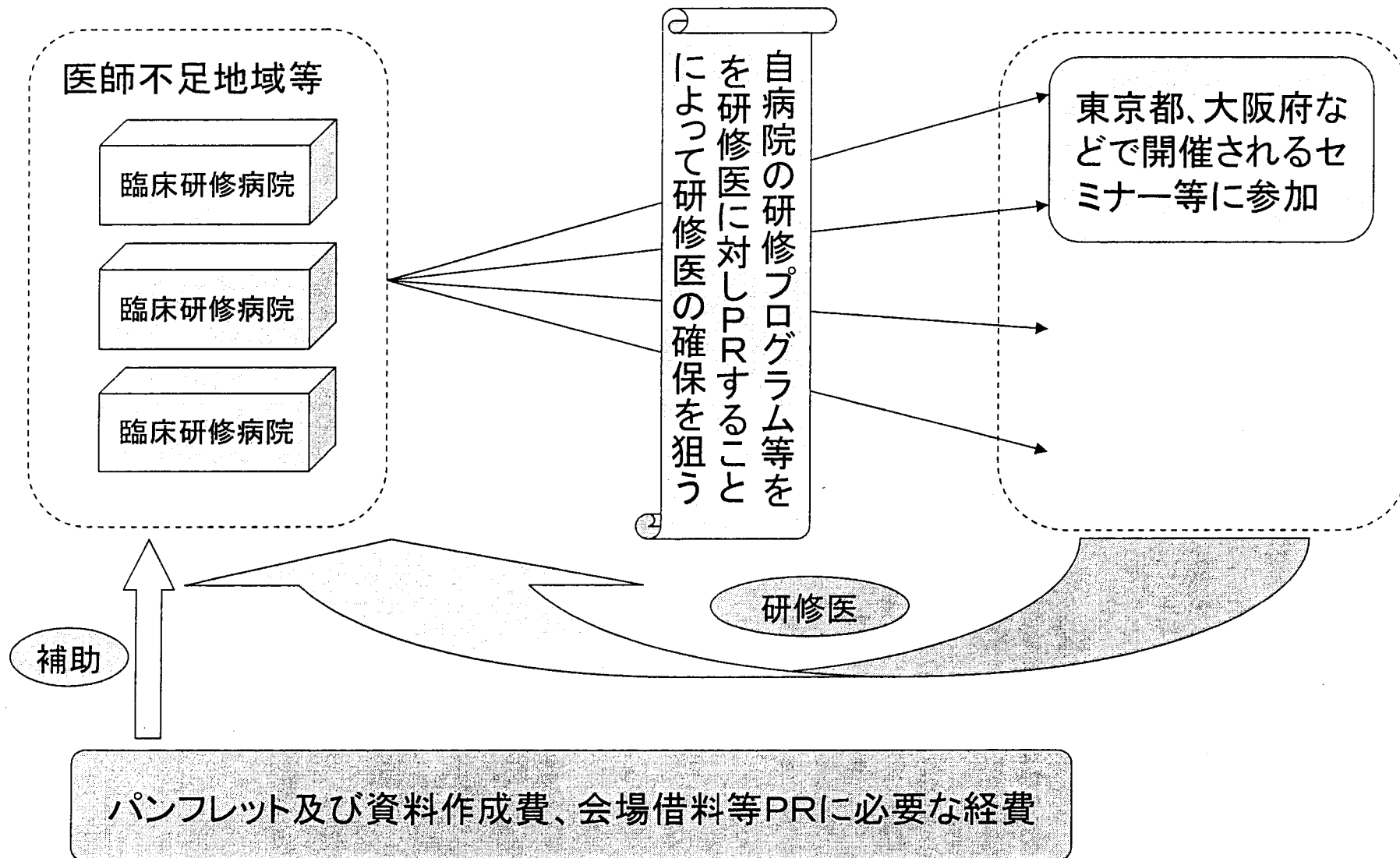
（参考）

	平成16年度 予算額	平成17年度 予算額	平成18年度 予算額	平成19年度 予算額	平成20年度 予算案
合 計	171億円	182億円	170億円	162億円	161億円
教育指導経費	90億円	135億円	142億円	156億円	161億円
導入円滑化特別加算	60億円	47億円	28億円	6億円	0億円
旧制度分	21億円	—	—	—	—



# 医師不足地域等の臨床研修病院の研修医確保経費（PR経費）

—臨床研修費補助金緊急医師確保対策経費—



### 3. 研修医マッチングの結果について

#### 1 研修医マッチングの結果の概要

- 参加者のうち希望順位を登録した参加者8,291名のうち、8,030名について組み合わせが決まった。(マッチ率：96.9%)
- 組み合わせの決まらなかった参加者(アンマッチ者)261名については、臨床研修プログラム検索サイト(URL: <http://www.reisjp.org>)の空席情報等を利用して個別に研修先と交渉。

#### 2 大学病院と臨床研修病院

- 大学病院と、臨床研修病院のマッチ者の比率は、49.1%対50.9%となり、前回に引き続き、臨床研修病院のマッチ者数が大学病院を上回った。

#### 3 都道府県別マッチ者数

- 前回のマッチング結果に比べ、宮城県、千葉県、兵庫県等で研修医の増加が見られたものの、東京都、福岡県、長崎県等で研修医の減少が見られるなど、あまりはっきりした傾向は出ていなかった。しかし、旧制度である平成15年度の採用実績と比較すると、大都市圏から地方に研修医が流れている傾向が見られる。

表 研修医マッチングの結果の概要

	平成19年度					平成18年度				
	臨床研修病院 注1)		大学病院 注2)		合計	臨床研修病院 注1)		大学病院 注2)		合計
参加病院数	981	90.0%	109	10.0%	1,090	944	89.9%	106	10.1%	1,050
参加プログラム数	1,101	81.1%	256	18.9%	1,357	1,049	80.4%	255	19.6%	1,304
参加者数	—	—	—	—	8,543	—	—	—	—	8,604
募集定員 ①	6,059	52.4%	5,504	47.6%	11,563	5,732	50.7%	5,574	49.3%	11,306
マッチ者数②	4,087	50.9%	3,943	49.1%	8,030	4,148	51.2%	3,946	48.8%	8,094
空席数 ①-②	1,972	55.8%	1,561	44.2%	3,533	1,584	49.3%	1,628	50.7%	3,212
1位希望者数	4,915	59.3%	3,376	40.7%	8,291	5,069	63.3%	3,333	39.7%	8,402

注1) 単独型又は管理型臨床研修病院が管理している研修プログラムについて集計したもの。  
協力型臨床研修病院、協力型相当大学病院と病院群を構成している場合もある。

注2) 単独型又は管理型相当大学病院が管理している研修プログラムについて集計したもの。  
協力型臨床研修病院、協力型相当大学病院と病院群を構成している場合もある。



#### 4 臨床研修医在籍状況の推移

区分	平成15年度		平成16年度				平成17年度			
	研修医数	比率	マッチ結果	比率	研修医数	比率	マッチ結果	比率	研修医数	比率
臨床研修病院	2,243	27.5	3,193	41.2	3,262	44.2	3,784	47.3	3,824	50.8
大学病院	5,923	72.5	4,563	58.8	4,110	55.8	4,216	52.7	3,702	49.2
計	8,166	100.0	7,756	100.0	7,372	100.0	8,000	100.0	7,526	100.0

平成18年度				平成19年度			
マッチ結果	比率	研修医数	比率	マッチ結果	比率	研修医数	比率
4,184	51.7	4,266	55.3	4,148	51.2	4,137	54.7
3,916	48.3	3,451	44.7	3,946	48.8	3,423	45.3
8,100	100.0	7,717	100.0	8,094	100.0	7,560	100.0

※ 研修医数については、各年度、国家試験合格発表後の厚生労働省医政局医事課調べ

※※ マッチ結果については、マッチング未参加者(自治医科大学、防衛医科大学校卒業生等)を含まない

## 5 都道府県別研修医マッチ者数等

(参加病院の所在地による全国分布)

都道府県	平成15年度 採用実績 ①	平成18年度 マッチ者数②	平成19年度 マッチ者数③	増減③-②	増減③-①
北海道	288	300	325	25	37
青森県	56	61	62	1	6
岩手県	38	56	59	3	21
宮城県	88	105	121	16	33
秋田県	61	69	62	△ 7	1
山形県	56	71	63	△ 8	7
福島県	79	82	77	△ 5	△ 2
茨城県	85	117	120	3	35
栃木県	119	128	132	4	13
群馬県	119	95	87	△ 8	△ 32
埼玉県	118	204	191	△ 13	73
千葉県	268	283	304	21	36
東京都	1,707	1,385	1,371	△ 14	△ 336
神奈川県	404	593	598	5	194
新潟県	89	70	73	3	△ 16
富山県	59	54	50	△ 4	△ 9
石川県	95	82	88	6	△ 7
福井県	48	55	59	4	11
山梨県	54	48	52	4	△ 2
長野県	104	110	107	△ 3	3
岐阜県	116	106	100	△ 6	△ 16
静岡県	109	168	163	△ 5	54
愛知県	436	510	497	△ 13	61
三重県	77	74	82	8	5
滋賀県	83	80	85	5	2
京都府	411	301	288	△ 13	△ 123
大阪府	689	635	644	9	△ 45
兵庫県	310	313	333	20	23
奈良県	101	80	77	△ 3	△ 24
和歌山県	68	76	78	2	10
鳥取県	51	28	30	2	△ 21
島根県	30	51	40	△ 11	10
岡山県	146	157	158	1	12
広島県	181	142	144	2	△ 37
山口県	93	70	63	△ 7	△ 30
徳島県	68	42	55	13	△ 13
香川県	50	61	69	8	19
愛媛県	65	79	71	△ 8	6
高知県	47	49	42	△ 7	△ 5
福岡県	546	512	454	△ 58	△ 92
佐賀県	58	47	55	8	△ 3
長崎県	105	99	71	△ 28	△ 34
熊本県	115	118	104	△ 14	△ 11
大分県	54	67	56	△ 11	2
宮崎県	50	44	46	2	△ 4
鹿児島県	91	72	74	2	△ 17
沖縄県	81	145	150	5	69
	8,166	8,094	8,030	△ 64	△ 136

## 6 都道府県別研修医在籍状況推移

都道府県	平成15年度 採用実績 ①	平成18年度 採用実績 ②	平成19年度 採用実績 ③	増減 ③-①
北海道	288	302	283	△ 5
青森県	56	50	52	△ 4
岩手県	38	75	56	18
宮城県	88	113	99	11
秋田県	61	71	67	6
山形県	56	56	70	14
福島県	79	82	84	5
茨城県	85	117	109	24
栃木県	119	113	122	3
群馬県	119	98	90	△ 29
埼玉県	118	216	216	98
千葉県	268	295	268	0
東京都	1,707	1,323	1,317	△ 390
神奈川県	404	578	552	148
新潟県	89	87	67	△ 22
富山県	59	62	51	△ 8
石川県	95	55	77	△ 18
福井県	48	44	49	1
山梨県	54	41	46	△ 8
長野県	104	109	112	8
岐阜県	116	100	102	△ 14
静岡県	109	178	164	55
愛知県	436	483	456	20
三重県	77	64	73	△ 4
滋賀県	83	66	83	0
京都府	411	280	282	△ 129
大阪府	689	633	583	△ 106
兵庫県	310	302	285	△ 25
奈良県	101	61	71	△ 30
和歌山県	68	60	64	△ 4
鳥取県	51	30	28	△ 23
島根県	30	60	50	20
岡山県	146	142	133	△ 13
広島県	181	125	135	△ 46
山口県	93	61	67	△ 26
徳島県	68	46	36	△ 32
香川県	50	46	58	8
愛媛県	65	55	72	7
高知県	47	36	43	△ 4
福岡県	546	469	450	△ 96
佐賀県	58	43	48	△ 10
長崎県	105	88	85	△ 20
熊本県	115	90	108	△ 7
大分県	54	41	60	6
宮崎県	50	35	36	△ 14
鹿児島県	91	87	57	△ 34
沖縄県	81	149	144	63
計	8,166	7,717	7,560	△ 606

※ 採用実績は厚生労働省医政局医事課調べ

#### 4. 平成20年医政局所管国家試験実施計画

	官報公告	願書受付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地
第102回 医師国家試験	19.7.2(月)	19.11.16(金)～19.12.6(木)	20.2.16(土) 20.2.17(日) 20.2.18(月)	-	20.3.28(金)	北海道、宮城県、東京都、新潟県 愛知県、石川県、大阪府、広島県 香川県、福岡県、熊本県、沖縄県
第101回 歯科医師国家試験	"	"	20.2.9(土) 20.2.10(日)	-	20.3.27(木)	北海道、宮城県、東京都、新潟県 愛知県、大阪府、広島県、福岡県
第94回 保健師国家試験	19.8.1(水)	19.11.28(水)～19.12.19(水)	20.2.22(金)	-	20.3.26(水)	北海道、青森県、宮城県、東京都、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、沖縄県
第91回 助産師国家試験	"	"	20.2.21(木)	-	"	"
第97回 看護師国家試験	"	"	20.2.24(日)	-	"	"
第60回 診療放射線技師試験	19.10.1(月)	20.1.7(月)～20.1.16(水)	20.2.28(木)	-	20.4.4(金)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県 (科目免除者)東京
第54回 臨床検査技師国家試験	"	"	20.2.29(金)	-	"	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県、 沖縄県
第43回 理学療法士国家試験	"	"	20.3.2(日)	20.3.3(月) (点字受験者)	20.4.7(月)	(筆記)北海道、宮城県、東京都、愛知県 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 (実地)東京都
第43回 作業療法士国家試験	"	"	"	"	"	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 (実地)東京都
第38回 視能訓練士国家試験	"	"	20.2.28(木)	-	20.4.4(金)	東京都、大阪府

平成20年医政局所管国家試験実施計画（財団実施）

	官報公告	願書受付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地
第21回 臨床工学技士国家試験	19.10.1(月)	20. 1. 4(金)～20. 1.25(金)	20. 3. 2(日)	-	20. 3.25(火)	北海道、東京都、大阪府、福岡県
第21回 義肢装具士国家試験	〃	20. 1. 18(金)～19. 2. 1(金)	20. 3. 3(月)	-	〃	東京都
第17回 歯科衛生士試験	〃	20. 1. 7(月)～20. 1.21(月)	20. 3. 2(日)	-	〃	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県
第31回 救急救命士国家試験	19.10.9(火)	20. 1. 11(金)～20.2.12(火)	20.3.23(日)	-	20.4.10(木)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 福岡県
第16回 あん摩マッサージ指圧師試験	19.9.3(月)	19.12. 3(月)～19.12.21(金)	20. 2.23(土)	-	20. 3.25(火)	晴眼者：宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、鹿児島県 視覚障害者：各都道府県(秋田県、 山形県、富山県、福井県、長崎県は除く)
第16回 はり師・きゅう師試験	19.9.3(月)	19.12. 3(月)～19.12.21(金)	20.2.24(日)	-	20. 3.25(火)	晴眼者：北海道、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、鹿児島県 視覚障害者：各都道府県(秋田県、 山形県、富山県、福井県、長崎県は除く)
第16回 柔道整復師試験	〃	20. 1. 7(月)～20. 1.18(金)	20. 3. 2(日)	-	〃	北海道、宮城県、東京都、石川県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県
第10回 言語聴覚士国家試験	〃	19.11.26(月)～19.12.14(金)	20. 2.16(土)	-	19. 3.31(月)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県

## 5. 医療従事者数

職 種	従事者数	備 考 (資料等)
医 師	277,927	平成18年末届出者数
歯 科 医 師	97,198	「平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査」
保 健 師	40,191	平成18年末従事者数
助 産 師	25,775	「衛生行政報告例」
看 護 師	811,972	
准 看 護 師	382,149	
診療放射線技師	63,682	
理学療法士	58,672	
作業療法士	38,097	
臨床検査技師	163,627	
衛生検査技師	134,821	平成19年末免許取得者数
視能訓練士	7,487	
臨床工学技士	23,037	
義肢装具士	3,301	
救急救命士	33,485	
言語聴覚士	12,543	
歯科衛生士	86,939	
歯科技工士	35,147	
あん摩マッサージ指圧師	101,039	平成18年末従事者数
はり師	81,361	「衛生行政報告例」
きゆう師	79,932	
柔道整復師	38,693	

6. 養成施設数等の現状

(平成19年4月1日現在)

養成種別	厚生労働大臣指定		文部科学大臣指定等		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	か所	人	か所	人	か所	人
医師	—	—	80	7,705	80	7,705
歯科医師	—	—	29	2,657	29	2,657
保健師	25	940	158	11,489	183	12,429
助産師	34	853	113	7,471	147	8,324
看護師	755	38,382	322	15,649	1077	54,031
准看護師	*262	12,857	23	730	285	13,587
歯科衛生士	136	6,959	28	1,550	164	8,509
歯科技工士	55	2,133	12	435	67	2,568
診療放射線技師	15	962	25	1,357	40	2,319
理学療法士	150	8,701	71	3,129	221	11,830
作業療法士	120	5,500	50	1,836	170	7,336
救急救命士	34	2,190	6	365	40	2,555
言語聴覚士	43	1,715	16	628	59	2,343
あん摩マッサージ指圧師	4	280	84	772	88	1,052
はり師・きゆう師	75	5,079	5	409	80	5,488
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師	26	1,274	60	618	86	1,892
柔道整復師	83	7,600	3	229	86	7,829

- ※注1. 医師の文部科学大臣指定等には、防衛医科大学校を含む。  
 2. 医師、歯科医師は募集人員であり、その他は1学年定員である。  
 3. 准看護師の\*印は都道府県知事指定である。